

## 【総務委員会】

### ○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和4年度に限り臨時経済対策費を設ける等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

#### 一 基準財政需要額の算定方法の改正

1 経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和4年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

2 令和4年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和4年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

#### 二 令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

令和4年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和5年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### ○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための情報通信研究開発基金を設け、政府により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとすること。

- 二 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとし、あわせて、基金の運用方法の制限等について規定すること。
- 三 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないこと。
- 四 機構は、情報通信研究開発基金に係る業務について、一般財源と電波利用料財源ごとに、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこと。
- 五 総務大臣が交付する電波利用料を財源とする補助金を、情報通信研究開発基金その他の周波数の有効利用に資する研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てることができる旨を明確化するとともに、当該基金の使用状況を毎会計年度公表すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 政府は、ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術が今後の社会や産業の基盤となる重要なものであることから、その技術の迅速かつ確実な進展と成果の社会実装に向けて継続的かつ十分な支援措置を行うこと。
- 二 政府は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、研究開発計画の具体化や研究開発支援の拡大等を進めるとともに、ビヨンド5Gに係る国際標準規格において、必要不可欠な特許権等の知的財産権を我が国の事業者がより多く取得できるよう、官民を挙げて戦略的に取り組むこと。
- 三 アフターコロナの時代においても情報通信の果たす役割は重要となることに鑑み、機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識するとともに、ビヨンド5Gを始めとした研究開発に不断に勤しみ、その成果の社会実装に向けて貢献すること。また、政府は、そのために必要な機構の人員・予算等について確保するよう努めること。
- 四 機構は、その委託・助成による研究開発については、本法により造成される基金によるものも含め、効果的・効率的に行われるよう当該研究開発の評価・検証を適切に行うとともに、その実施状況や検証結果について適時・適切に公表するなど透明化を図ること。

- 五 政府は、本法による電波利用料の基金への活用にあたっては、電波利用料が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を原則として全ての無線局について公平に負担するものであることに鑑み、基金に充てられた電波利用料の使途を公表するとともに、電波の適正な利用の確保に資する事務・事業となるよう留意し、最大限効率的に活用されるよう適正化を図ること。
- 六 政府は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するため、光ファイバー、5G、データセンター等の情報通信インフラ整備については、地方のニーズを適確に反映するとともに、遅滞することなく迅速に推進すること。
- 七 政府は、今後ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術の発展により、電波が一層貴重な資源となることを見込まれることから、その有効活用に向けた取り組みに努めること。

### ○地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
  - 1 請負の定義の明確化  
地方公共団体の議会の議員に係る規制の対象となる請負の定義を明確化すること。
  - 2 議員個人による請負に関する規制の緩和  
各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。
- 二 災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定の整備  
地方公共団体の議会の招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができること。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

### 三 政府の措置等

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

### 四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

## ○日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成30年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆1,940億6,930万8千円、負債総額4,274億3,516万4千円、純資産総額7,666億3,414万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額1兆2,005億4,335万円、負債総額4,268億6,098万3千円、純資産総額7,736億8,236万6千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額3億1,950万円、負債総額73億6,772万3千円、純資産総額△70億4,822万3千円である。

受託業務等勘定は、資産総額1億9,666万9千円、負債総額1億9,666万9千円である。

#### 2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,372億8,284万2千円、経常事業支出

7,172億43万6千円、経常事業収支差金200億8,240万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は274億8,248万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,349億7,178万7千円、経常事業支出7,152億836万1千円、経常事業収支差金197億6,342万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は271億6,349万7千円であり、そのうち40億6,005万3千円は資本支出に充当し、231億344万4千円は事業収支剰余金となり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入22億6,544万8千円、経常事業支出19億4,646万8千円、経常事業収支差金3億1,897万9千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金3億1,898万5千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入14億8,075万円、経常事業支出12億4,340万3千円、経常事業収支差金2億3,734万6千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

### 3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,216億8,969万9千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,266億2,261万4千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億265万9千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、58億3,557万4千円減少し、541億4,774万4千円である。

## ○日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の令和元年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆2,168億9,993万4千円、負債総額4,278億6,816万6千円、純資産総額7,890億3,176万7千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額1兆2,230億111万円、負債総額4,272億5,360万円、純資産総額7,957億4,750万9千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額3億6,756万1千円、負債総額70億8,330万3千円、純資産総額△67億1,574万2千円である。

受託業務等勘定は、資産総額7,492万2千円、負債総額7,492万2千円である。

## 2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,372億6,443万8千円、経常事業支出7,279億1,544万3千円、経常事業収支差金93億4,899万4千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は223億9,762万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,344億9,169万1千円、経常事業支出7,254億7,516万9千円、経常事業収支差金90億1,652万1千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は220億6,514万3千円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入24億8,088万4千円、経常事業支出21億4,841万1千円、経常事業収支差金3億3,247万3千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金3億3,248万円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入18億4,720万5千円、経常事業支出15億2,705万円、経常事業収支差金3億2,015万4千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

## 3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,126億6,751万3千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,456億8,369万2千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億6,286万1千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、339億7,904万円減少し、201億6,870万3千円である。

## ＜委員会決議＞

### ○地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
  - 二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
  - 三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
  - 四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。
- 右決議する。